

サンクス訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程はサンクスクリエーション合同会社が設置するサンクス訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護を提供できるよう努めるものとする。
3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 1 ステーション事業の運営を行うに当たっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師又は准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 サンクス訪問看護ステーションすまいる
- (2) 所在地 長野県安曇野市穂高有明 9990-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護等の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 看護師等 保健師、看護師又は准看護師 2. 5名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 実情に応じた適当数を配置する

看護師その他の従業者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は、職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30までとする。
- (3) 常時24時間、利用者やその家族からの電話連絡による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画書に定めるものとする。但し医療保険適応となる場合は除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供は以下の通りとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第10条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が支払いを利用者から受けるものとする。また、介護保険で居宅サービス計画に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか、必要に応じて以下の利用料の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置料は、10,000円とする。
- (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合の交通費 無料

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 ステーションが通常業務を行う地域は、安曇野市とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 1 看護師等は、指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応

じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第13条 1 ステーションは利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故対応)

第14条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な処置を講ずる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して講じた処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故は発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(虐待防止に関する事項)

第15条 1 ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施。

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは、指定訪問看護の提供中に、看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

3 虐待防止に関する責任者は管理者とする。

(身体拘束等の原則禁止)

第16条 1 ステーションは、サービス提供にあたって利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わない。

2 ステーションは、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期限等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

第17条 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 1 ステーションは、社会的使命を十分に認識し、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2カ月以内

(2) 年6回の業務研修

2 ステーションは、指定訪問看護に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は5年間、診療録は5年間保管とする。苦情の記録、事故の記録、身体拘束の記録は5年間保存とする。)

附則

この規程は、令和8年3月1日から実施する。